

# 大洲市不妊治療交通費助成のご案内

大洲市では、不妊治療を受けられるご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、**令和6年4月1日**以降の**不妊治療に係る交通費**について助成を開始しています。

## ①対象者(以下のすべてに該当される方)

- ①生殖補助医療、先進医療を受けた夫婦であって、治療開始時の妻の年齢が43歳未満である方
  - ②生殖補助医療、先進医療の治療期間及び申請日において、夫婦両方又は一方が大洲市に住所がある方
  - ③夫婦の両方が、医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者である方
  - ④市税の滞納がない方
- ※他の自治体で補助を受けている方は対象外になります。

## ②補助内容

- 生殖補助医療、先進医療に係る交通費の一部を助成
- 治療を受けた日の属する年度内において5万円を上限に補助

## ③申請期限

生殖補助医療、先進医療が終了した日から1年以内

## ④申請方法

申請については下記までご相談下さい。**申請は予約制です。**

相談窓口：大洲市こども家庭センター（母子健康係）

相談場所：大洲市総合福祉センター2階

電話番号：0893-57-6710

受付時間：8時30分～17時15分（平日）

大洲市 HP

